

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	1. 7. 3	円 21,330	令和元年5月2日、被害者宅先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、後方から走行してきた車両を通過させようと後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
2	宮前区役所	1. 5. 30	円 1,695,030	平成30年8月9日、多摩区で、本市軽ライトバンが、信号待ちのため一時停止していた被害者運転の軽ライトバンに追突し、被害者を負傷させ、及び当該軽ライトバンを破損させたもの
3	麻生区役所	1. 5. 28	円 38,664	平成30年11月21日、被害者宅先路上で、本市道路パトロール車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の駐車場の柱に接触し、破損させたもの
4	建設緑政局	1. 6. 17	円 291,697	令和元年5月2日、宮前区で、街路樹の枯れ枝が落下し、停車していた被害者所有の普通乗用車を破損させたもの
5	建設緑政局	1. 7. 10	円 55,888	平成31年1月10日、宮前区で、被害者運転の小型乗用車が走行中、路上に置かれたタイヤに立てられていた金属の棒に接触し、当該小型乗用車が破損したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
96	30. 6. 21	東扇島掘 込部地盤 改良その 1工事	<p>横浜市中区山下町25番地 15 東洋・あおみ・不動テ トラ共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也</p>	<p>契約金額 1,887,440,400 円</p>	<p>契約金額 1,887,574,320 円</p>	1. 6. 25	<p>地盤改良 工の着手後、 施工時に確 認すること としていた 着底地盤の 深さについ て、想定値 と差異があ り、一部、 改良する長 さに変更が 生じたこと 等による増 額変更を行 うものでは る。</p>

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### (1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	1. 7.12	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,500,490円、延滞金及び平成30年12月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月32,300円の支払を求めるもの
2	1. 7.12	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の平成29年6月1日から平成30年12月26日までの使用料相当損害金351,574円及び同月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月32,400円の支払を求めるもの

#### (2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	1. 6.19	** **	左記の相手方は、市営住宅の明渡義務並びに当該市営住宅の滞納使用料1,616,290円、延滞金及び平成30年10月4日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月114,600円の支払義務があることを認め、当該市営住宅を令和元年9月30日までに明け渡すこととし、同年6月から同年9月までの使用料相当損害金にあつては各月の末日までに支払い、滞納使用料、延滞金及び同年5月までの使用料相当損害金にあつては本市と協議の上支払うこととするもの

2	1. 7.11	** **	左記の相手方は、360,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を令和元年7月から令和2年7月までの間は毎月27,000円、同年8月は9,800円に分割して支払うこととするもの
---	---------	-------	--